

岩国市自発的活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

岩国市長 福田 良彦

岩国市自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自発的活動支援事業を実施する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）、その家族又は地域住民等により構成された団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に住所を有する障害者等、その家族又は地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体（以下「団体」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の構成員がおおむね5人以上であること。
- (2) 市内に活動拠点を置き、主に市内で活動していること。
- (3) 規約、会則等を定めていること。
- (4) 自ら経理、会計等を行っていること。
- (5) 障害者福祉に関する活動実績があること又は継続的な活動が見込まれること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体については、補助対象としない。

- (1) 政治団体、宗教団体又は政治的活動若しくは宗教的な普及活動と考えられる活動を行う団体
- (2) 社会福祉法人、医療法人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供するNPO法人等
- (3) 営利を目的とする団体
- (4) 岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は暴力団の統制下にある団体
- (5) その他市長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) ピアサポート活動支援事業 障害者等及びその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する事業
- (2) 災害対策活動支援事業 障害者等を含めた地域における災害対策活動の知識習得を目的とした講演会、講習会等を行う事業
- (3) 孤立防止活動支援事業 地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を支援する等市民の障害福祉に対する意識の高揚を図る事業
- (4) 社会活動支援事業 障害者等が自分たちの権利や自立のため社会に働き掛けるボランティア活動その他障害者等の社会復帰活動を支援する事業
- (5) ボランティア活動支援事業 障害者等に対するボランティアの養成やその活動を支援する事業

- (6) 療育・スポーツ等活動支援事業 障害者を対象にした療育訓練、スポーツ活動その他自立や社会参加のための訓練、実習等を行う事業
 - (7) 理解促進啓発・研修活動支援事業 障害及び障害者等に対する理解を深めるため、障害者等及びその家族、地域住民等に向けた講演会、講習会、イベント等の実施、広報啓発資料の作成等を行う事業
 - (8) 身近な地域における心のバリアフリー推進のための活動支援事業 手話教室、音声訳教室その他のコミュニケーション支援を行う事業
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び民間助成団体等からの助成を受け、又は受けようとする事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 補助対象経費は次に掲げる費用とし、補助金の交付額は1団体当たり10万円を上限とする。

- (1) 報償費
 - (2) 旅費
 - (3) 需用費
 - (4) 役務費
 - (5) 使用料及び貸借料
 - (6) その他市長が必要と認める経費
- 2 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

(軽微な変更)

第5条 市長は、補助対象事業の変更が軽微なものであるときは、変更にかかる書類の提出を省略させることができる。

- 2 前項の軽微な変更とは、目的の達成に支障を及ぼさない程度の事業計画の変更又は対象となる事業の総額の20パーセント以内の減額の変更をいう。

(様式等)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、岩国市自発的活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

- 2 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、岩国市自発的活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)とする。
- 3 補助金を交付しないことを決定したときに使用する書類は、岩国市自発的活動支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)とする。
- 4 規則第5条第3項の補助事業等(変更・中止・廃止)承認申請書は、岩国市自発的活動支援事業変更・中止承認申請書(様式第4号)とする。
- 5 前項に規定する申請書の提出を受けたときに使用する書類は、岩国市自発的活動支援事業変更・中止承認通知書(様式第5号)とする。
- 6 規則第12条の補助金等実績報告書は、岩国市自発的活動支援事業実績報告書(様式第6号)とする。
- 7 規則第13条第2項の補助金等確定通知書は、岩国市自発的活動支援事業補助金確定通知書(様式第7号)とする。

8 補助金を請求する際に使用する書類は、岩国市自発的活動支援事業補助金請求書（様式第8号）とする。

（その他）

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。